

## 高津川フレンドリバー協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、高津川フレンドリバー協議会（以下「協議会」という）と称する。

### (目的)

第2条 「21世紀は環境の世紀」と言われる中、高津川流域では、住民・企業・組合・行政等が共同して高津川流域全体の環境保全を目指し、環境保全活動に取り組んでいる。協議会は、このような活動との連携を基盤とし、高津川流域の魅力を発信することにより、交流人口の拡大等と定住人口を促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交流人口の拡大、定住促進に関するマーケティングの実施と戦略の構築
- (2) 交流人口の拡大や定住促進に関する情報発信、情報提供
- (3) 交流人口の拡大や定住促進に関するイベント等の企画
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる高津川流域関係3市町（益田市、津和野町、吉賀町）及び益田地区広域市町村圏事務組合並びにこの会に賛同するもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

### (役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において互選する。

### (役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

### (役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (会議の種類)

第8条 協議会に次の会議をおく。

(1) 総会

(2) 幹事会

(総会)

第9条 総会は、役員及び会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し議長となる。

3 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること
- (4) 役員の選任に関すること
- (5) その他重要事項に関すること

4 総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席を得て開催する。

5 総会の議事は、会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、緊急を要し、かつ総会を招集して審議する時間的余裕がないと認めるとき及び軽易な事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会において報告し承認を得なければならない。

(幹事会)

第11条 幹事会は、別表2に掲げるものをもって構成する。

2 幹事会に幹事長1名、副幹事長若干名を置き、その選任は互選とする。

3 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

4 幹事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項に関すること
- (2) 総会で審議決定した事項の推進及び連絡調整に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

5 幹事が事情により幹事会に出席できない場合には、幹事の指名するものを代理として幹事会に出席させることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は（有）城市創事務所内に置く。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

第14条 この規約は、平成22年2月3日から施行する。

別表 1  
会員（規約第4条）

区分	職名
市町等	益田市長 津和野町長 吉賀町長 益田地区広域市町村圏事務組合代表理事
県	西部県民センター所長

別表 2  
幹事会（規約第10条）

区分	職名
市町等	益田市産業経済部産業振興課長 〃 産業経済部文化交流課長 〃 経営企画部地域振興課長 津和野町情報企画課長 〃 商工観光課長 吉賀町産業課長 〃 企画課長 益田地区広域市町村圏事務組合課長
県	西部県民センター地域振興グループ課長 〃 商工労政事務所商工労政グループ課長
事務局	事務局職員